



別紙様式第1号 (第3関係)

令和3年 5月 13日

奈良市議会議長 三浦 教次 様

質問者 松下 幸治



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
仲川市長の政治姿勢について	<p>《新斎苑に係る覚書について》</p> <p>①覚書の法的位置づけについて 覚書は契約書等と同様で、ビジネスにおける公的文書である覚書にはビジネス上の役割があります。覚書とはどのような書類で法的に拘束力があるかは、事案の状況によって異なります。覚書の内容や覚書が締結された経緯から考え、法的拘束力が生じるものとして「当事者双方の合意あり」とみなされた場合は、法的拘束力を持つと言えます。逆に当事者間に覚書の内容や経緯から鑑みて、法的拘束力が生じるものとする双方合意の意思があったと認められなければ、法的拘束力があるとはみなされません。覚書であっても実態が契約書と同等だとみなされた場合は、契約書として取り扱われるケースもあります。また法的拘束力を持つとみなされた覚書の場合、その覚書の法的な位置は契約書の次とされます。では、新斎苑を60年後に廃止して撤去する覚書は、この契約にあたるのか、法的拘束力の無い唯の空手形なのか、回答を求める。</p> <p>②新斎苑に係る覚書が契約である場合について 覚書が契約である場合、議会の承認が必要であり、市長専決処分を行ったのならば議会に報告し、議決を必要とします。今回も失念し議会への報告及び承認を怠ったのか、来月の6月議会にて、報告及び提案する予定なのか、回答を求める。</p> <p>《新斎苑に係る訴訟について》</p> <p>③令和3年(行ノ)第17号 損害賠償請求等履行請求上告受理申立事件について 本市は大阪高裁の原判決の破棄を求めているが、最高裁判所の判断を見ると、破棄される事例は1%に過ぎず、上告受理申立て理由書に記載の</p>	市長



議会において十分な議論を経たと事実と反する内容を主張している。大阪高裁の判決で市側が敗訴となった内容は議会の議論の中で指摘され、その問題点を反映しない形での議決を経て、市が執行したものである。また、新斎苑用地買収にあたり、他の候補地を議会から提案されたが、それを拒絶して、土地価格・建設費・地元合意で不利となる土地に拘り、市場価値のない土地に合併特例債の期限を持ち出して高い価値を付け、適切な価格交渉をする事も土地収用手続きを取らず購入した事には違法性があると、大阪高裁判決では、仲川市長と地権者との共同不法行為が指摘されている。想定される上告棄却後には、住民からの刑事告発が予想されており、大阪高裁判決内容に鑑みて、仲川市長は背任罪で実刑判決となる可能性が高い。そのような事になる想定に鑑み、次善策として市が仲川市長を刑事告発し、市からの上告も取り下げて反省の意を示す事で情状酌量を図って被害を最小限に抑える事が市民の利益になると思慮するが、今後の対応策の回答を求める。

④仲川市長が背任罪で実刑判決になった場合について

最高裁判決は、本年7月に予定されている市長選後になると予想され、仲川げん候補(予定)が当選した場合に、同氏が背任罪での実刑判決を受けた場合を想定し、その対応の回答を求める。

《コロナ対策に係る広報等について》

⑤給付金等の申請における広報不足について

国の予算によるコロナ対策において市民が平等に受益者になり、困っている人を救済すべきだが、県も含めて余裕のある企業等を救済して、本当に困っている人には資金が回らない、また広報不足から給付金等の申請できない若しくは知らない状況になっている事に関して実態把握と救済措置の回答を求める。

⑥市民及び企業等事業者の困窮状況について

市に対する給付金等の申請の状況から市民及び企業等事業者の困窮状態をどのように把握し、迅速な対策を講じているのか、回答を求める。

受付日	令和3年5月13日
送付日	令和3年5月14日